

公示第 72 号

一般乗合旅客自動車運送事業に関し、道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び同規則第15条の14第1項第1号による「地方運輸局長が指定する区域ごとに定める時間帯」について、下記のとおり指定したので公示する。

平成13年12月25日

東北運輸局長 島田 知 明

記

指定の範囲	東北運輸局管内各運輸支局の管轄区域				
平日・土・日祝日別					
平 日	6時台 ～8時台	9時台 ～11時台	12時台 ～15時台	16時台 ～19時台	20時台 ～23時台
土 曜 日	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
日 祝 日	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成18年9月19日公示71号）

1. この公示は、平成18年10月1日以降に届出するものから適用する。